

再生土が搬入された経緯について

1 日本興産（株）は、大阪府枚方市に所在する大阪府許可の汚泥等産業廃棄物の中間処理業者で、大阪市営地下鉄工事等に伴って発生する公共残土を扱っており、自社プラントで固化処理した建設汚泥を「再生土」として販売を図った。

2 日本興産（株）は、平成16年3月から17年5月にかけて運搬業者を通じて山砂利採取跡地に調整池の築堤等工事用として、固化処理不十分な再生土を持ち込んだ。

搬入量：16万ト／10トダンプトラック約16,300台分

そのうち、京田辺市茂ヶ谷に搬入されたものと同時期である平成16年3月頃から同年6月末頃までの約3,000台分を産業廃棄物と判断

3 日本興産（株）は、山砂利採取業者に再生土を販売したと主張。

山砂利採取業者は、当初日本興産（株）から再生土を有償購入したと主張していたが、伝票上は、残土処分費相当額を日本興産（株）から受領していたことが判明。